

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月22日
【四半期会計期間】	第11期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ
【英訳名】	Hokuhoku Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 庵 栄伸
【本店の所在の場所】	富山市堤町通り1丁目2番26号
【電話番号】	076(423)7331
【事務連絡者氏名】	企画グループ長 北川 博邦
【最寄りの連絡場所】	富山市堤町通り1丁目2番26号
【電話番号】	076(423)7331
【事務連絡者氏名】	企画グループ長 北川 博邦
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人 札幌証券取引所 （北海道札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げておりません。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成23年度 中間連結会計期間	平成24年度 中間連結会計期間	平成25年度 中間連結会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	(自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
連結経常収益	百万円	105,702	105,777	95,289	207,977	199,136
連結経常利益	百万円	18,981	8,975	23,582	38,865	29,332
連結中間純利益	百万円	8,965	6,107	12,304		
連結当期純利益	百万円				14,129	18,105
連結中間包括利益	百万円	8,804	5,514	18,277		
連結包括利益	百万円				30,324	43,635
連結純資産額	百万円	429,847	444,130	494,105	450,561	481,550
連結総資産額	百万円	10,650,834	10,690,659	11,025,312	10,629,316	10,979,231
1株当たり純資産額	円	269.40	290.06	327.15	284.32	317.93
1株当たり中間純利益金額	円	5.87	3.88	8.58		
1株当たり当期純利益金額	円				9.00	12.19
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	-	8.57		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円				-	12.19
自己資本比率	%	4.02	4.14	4.46	4.22	4.37
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	54,553	55,659	165,861	61,477	211,196
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	158,086	52,891	30,845	137,081	31,242
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	8,610	14,850	15,138	12,308	29,506
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	201,906	319,848	559,091	226,181	439,187
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	5,732 [3,551]	5,766 [3,387]	5,681 [3,392]	5,573 [3,499]	5,569 [3,370]

(注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。なお、平成23年度中間連結会計期間及び平成24年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
営業収益	百万円	1,103	1,115	1,107	7,909	8,154
経常利益	百万円	809	808	808	7,320	7,585
中間純利益	百万円	808	807	807		
当期純利益	百万円				7,319	7,581
資本金	百万円	70,895	70,895	70,895	70,895	70,895
発行済株式 総数	普通株式	千株	1,391,630	1,391,630	1,351,630	1,391,630
	第1回第5 種優先株式	千株	107,432	107,432	107,432	107,432
純資産額	百万円	235,937	230,502	231,661	241,640	236,575
総資産額	百万円	246,223	248,862	249,917	259,974	254,930
1株当たり純資産額	円	130.55	131.37	132.07	134.66	135.83
1株当たり中間純利益金額	円	0.00	0.00	0.00		
1株当たり当期純利益金額	円				4.10	4.41
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	-	0.00		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				-	4.41
1株当たり 配当額	普通株式	円	-	-	3.75	3.75
	第1回第5 種優先株式	円	7.50	7.50	7.50	15.00
自己資本比率	%	95.82	92.62	92.61	92.94	92.75
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	12 [-]	13 [-]	13 [-]	13 [-]	13 [-]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
なお、平成23年9月及び平成24年9月の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額並びに平成24年3月の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、足元の円安基調や株価の堅調な動きを背景に、企業において生産が緩やかに増加しているほか、収益は大企業を中心に改善し、設備投資も持ち直しの動きがみられ、景況感も改善しています。これを受け、雇用情勢は改善し、個人消費も持ち直し傾向にあります。

金融面では、本年4月に発表された「量的・質的金融緩和」の弾力的な実施による効果が浸透したことで、長期金利が安定的に推移したほか、企業の資金需要も持ち直しテンポが高まりました。

このような環境の中、当社グループの当第2四半期連結累計期間（当中間連結会計期間）の連結業績は以下のようになりました。

経常収益は、貸出金の利息収入及び国債等債券売却益の減少を主因として前中間連結会計期間比104億円減少し952億円となりました。一方経常費用は、与信費用及び株式等償却が減少しましたことから前中間連結会計期間比250億円減少して717億円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比146億円増加して235億円となりました。

中間純利益は、経常利益が146億円増加しましたが、減損損失の発生と税金費用の増加により、前中間連結会計期間比61億円増加にとどまり、123億円となりました。

貸出金の当第2四半期連結会計期間末残高は、個人ローンは引き続き増加しておりますが、事業性貸出の減少により、前連結会計年度末比315億円減少し7兆3,564億円となりました。預金・譲渡性預金の当第2四半期連結会計期間末残高は、個人預金の順調な増加を主因に、前連結会計年度末比870億円増加し10兆699億円となりました。

セグメントごとの業績は、北陸銀行では、経常収益は前中間連結会計期間比76億円減少して485億円となり、セグメント利益は前中間連結会計期間比53億円増加して72億円となりました。北海道銀行では、経常収益は前中間連結会計期間比20億円減少して402億円となり、セグメント利益は前中間連結会計期間比3億円増加して54億円となりました。その他では、経常収益は前中間連結会計期間比2億円減少して106億円となり、セグメント利益は前中間連結会計期間比3億円増加して9億円となりました。

[次へ](#)

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間は、資金運用収支は前第2四半期連結累計期間比10億円減少して614億円、役員取引等収支は前第2四半期連結累計期間比5億円減少して112億円、特定取引収支は前第2四半期連結累計期間比1億円増加して2億円、その他業務収支は前第2四半期連結累計期間比89億円減少して31億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	61,935	541	-	62,476
	当第2四半期連結累計期間	60,936	490	-	61,426
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	67,529	828	77	68,280
	当第2四半期連結累計期間	65,297	897	65	66,128
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	5,593	287	77	5,803
	当第2四半期連結累計期間	4,361	406	65	4,702
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	11,511	203	-	11,715
	当第2四半期連結累計期間	11,011	197	-	11,209
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	18,311	285	-	18,596
	当第2四半期連結累計期間	18,098	285	-	18,383
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	6,799	81	-	6,881
	当第2四半期連結累計期間	7,086	88	-	7,174
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	168	0	-	168
	当第2四半期連結累計期間	276	0	-	277
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	168	0	-	168
	当第2四半期連結累計期間	276	0	-	277
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	-	-	-	-
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	11,477	674	-	12,152
	当第2四半期連結累計期間	2,313	868	-	3,181
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	16,317	674	-	16,992
	当第2四半期連結累計期間	6,694	868	-	7,562
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	4,840	-	-	4,840
	当第2四半期連結累計期間	4,381	-	-	4,381

(注)1. 「国内」「海外」の区分に替えて、「国内業務部門」「国際業務部門」で区分しております。

国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等分は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比2億円減少して183億円となりました。役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比2億円増加して71億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	18,311	285	18,596
	当第2四半期連結累計期間	18,098	285	18,383
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	5,807	-	5,807
	当第2四半期連結累計期間	5,810	-	5,810
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	5,250	277	5,528
	当第2四半期連結累計期間	5,233	277	5,511
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	1,840	-	1,840
	当第2四半期連結累計期間	2,368	-	2,368
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	904	-	904
	当第2四半期連結累計期間	1,001	-	1,001
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	228	-	228
	当第2四半期連結累計期間	225	-	225
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	1,216	7	1,224
	当第2四半期連結累計期間	1,278	7	1,285
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	6,799	81	6,881
	当第2四半期連結累計期間	7,086	88	7,174
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	850	81	932
	当第2四半期連結累計期間	855	88	943

国内業務部門・国際業務部門別特定取引の状況

当第2四半期連結累計期間の特定取引収益は、前第2四半期連結累計期間比1億円増加して2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	168	0	168
	当第2四半期連結累計期間	276	0	277
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	90	-	90
	当第2四半期連結累計期間	266	-	266
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	78	0	78
	当第2四半期連結累計期間	10	0	10
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	-	-	-
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	-	-	-
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	-	-	-
	当第2四半期連結累計期間	-	-	-

(注)内訳科目は、それぞれ収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、上回った純額を計上しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	9,532,266	64,708	9,596,974
	当第2四半期連結会計期間	9,705,167	65,199	9,770,367
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	4,944,504	-	4,944,504
	当第2四半期連結会計期間	5,174,237	-	5,174,237
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	4,530,164	-	4,530,164
	当第2四半期連結会計期間	4,450,092	-	4,450,092
うちその他	前第2四半期連結会計期間	57,596	64,708	122,305
	当第2四半期連結会計期間	80,837	65,199	146,037
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	170,074	-	170,074
	当第2四半期連結会計期間	299,533	-	299,533
総合計	前第2四半期連結会計期間	9,702,340	64,708	9,767,049
	当第2四半期連結会計期間	10,004,701	65,199	10,069,901

(注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2.定期性預金=定期預金+定期積金

国内・特別国際金融取引勘定分別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	7,299,751	100.00	7,356,416	100.00
製造業	863,104	11.82	848,367	11.53
農業、林業	26,395	0.36	25,664	0.35
漁業	5,148	0.07	5,215	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	2,762	0.04	2,491	0.03
建設業	289,355	3.96	270,157	3.67
電気・ガス・熱供給・水道業	114,186	1.56	111,149	1.51
情報通信業	38,123	0.52	36,405	0.50
運輸業、郵便業	175,615	2.41	176,820	2.40
卸売業、小売業	801,159	10.98	770,428	10.47
金融業、保険業	325,182	4.46	290,445	3.95
不動産業、物品賃貸業	550,134	7.54	550,328	7.48
各種サービス業	553,377	7.58	580,052	7.89
地方公共団体等	1,465,771	20.08	1,552,800	21.11
その他	2,089,429	28.62	2,136,093	29.04
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
合計	7,299,751		7,356,416	

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間（当中間連結会計期間）のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金の純増減が減少しましたが、貸出金の純増減及びコールローンの純増減が増加したことを主因に前中間連結会計期間比1,102億円増加し、1,658億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得支出が減少しましたが、有価証券の売却収入が減少したことを主因に前中間連結会計期間比837億円減少し、308億円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式取得支出が減少しましたが、劣後借入金の返済支出により前中間連結会計期間比2億円減少し、151億円となりました。また、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の期首残高は前中間連結会計期間比2,130億円増加しております。以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の期末残高は前中間連結会計期間末比2,392億円増加して5,590億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題
記載すべき重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動
該当事項はありません。

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は第二基準（国内基準）を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用するとともに、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分法を採用しております。

連結自己資本比率（第二基準）

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	70,895	70,895
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	153,188	148,193
	利益剰余金	189,947	208,771
	自己株式（ ）	6,534	1,519
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	805	805
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	191
	連結子法人等の少数株主持分	1,066	1,086
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	25,051	22,949
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	831	600
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）		
	繰延税金資産の控除金額（ ）		
	計（A）	381,873	403,262
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	7,581	6,776
	一般貸倒引当金	37,480	32,012
	負債性資本調達手段等	151,000	130,500
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	151,000	130,500
	計	196,061	169,288
	うち自己資本への算入額（B）	188,480	166,828
控除項目	控除項目（注4）（C）	890	762
自己資本額	（A）+（B）-（C）（D）	569,464	569,328
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	4,358,439	4,336,575
	オフ・バランス取引等項目	128,847	104,412
	信用リスク・アセットの額（E）	4,487,287	4,440,988
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）/8%）（F）	296,568	287,365
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（G）	23,725	22,989
	計（E）+（F）（H）	4,783,855	4,728,354
連結自己資本比率（第二基準）=（D）/（H）×100（%）		11.90	12.04
（参考）Tier 1比率=（A）/（H）×100（%）		7.98	8.52

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。
2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社北陸銀行の資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	415	250
危険債権	971	899
要管理債権	295	193
正常債権	41,825	42,404

(注) 上記金額は単位未満を四捨五入しております。

株式会社北海道銀行の資産の査定額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	101	83
危険債権	496	508
要管理債権	243	228
正常債権	30,629	31,112

(注) 上記金額は単位未満を四捨五入しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,800,000,000
第1種 優先株式	400,000,000
第2種 優先株式	200,000,000
第3種 優先株式	200,000,000
第4種 優先株式	90,000,000
第5種 優先株式	110,000,000
計	3,800,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月22日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,351,630,146	1,351,630,146	東京証券取引所(市場第一部) 札幌証券取引所	(注)1,2,3,4
第1回第5種優先株式	107,432,000	107,432,000	非上場	(注)1,2,3,5
計	1,459,062,146	1,459,062,146	-	-

(注)1. すべての種類の株式につき、単元株式数は、1,000株であります。

(注)2. すべての種類の株式について、株式の内容として、会社法第322条第2項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

(注)3. 普通株式のほか、会社法第108条第1項各号に掲げる事項について異なる定めをした優先株式を発行しており、議決権の有無に差異があります。優先株式には、資本増強に際しての既存株主への影響を考慮したため、議決権はありません。優先株式の内容は、(注)5.のとおりであります。

(注)4. 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注)5. 第1回第5種優先株式の概要は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金 1株につき年15円

(2) 非累積条項

ある事業年度において、本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当金の支払いをしない。

(4) 優先中間配当金 1株につき7円50銭

2. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき、500円を支払う。本優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配はしない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当社が発行するすべての優先株式と同順位とする。

4. 消却

当社は、いつでも本優先株式を買受け、これを保有し、又は利益をもって消却することができる。

5. 取得請求権

本優先株主は、普通株式への取得請求権を有しない。

6. 取得条項

当社は、平成17年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき500円で本優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は抽選その他の方法により行うことができる。

7. 議決権条項

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、定時株主総会に優先配当金全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金全部の支払を受ける旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

8. 新株等の引受権

法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。また、本優先株主には、株式及び新株予約権の無償割当ては行わない。

本優先株主には募集新株、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月26日
新株予約権の数	6,295個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	629,500株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成25年8月14日から平成55年8月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 182 資本組入額 91
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする(単元株式数は1,000株である)。

2. 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社、株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行のそれぞれの会社において取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記

(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の 、 、 、 又は の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注3）に準じて決定する。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	普通株式 - 第1回第5種優先株式 -	普通株式 1,351,630 第1回第5種優先株式 107,432	-	70,895	-	82,034

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	75,491	5.17
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	33,954	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	33,321	2.28
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	23,606	1.61
北陸電力株式会社	富山県富山市牛島町15番1号	22,118	1.51
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,954	1.50
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	18,104	1.24
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	18,053	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,284	1.18
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	13,914	0.95
計	-	277,801	19.03

(注) 1. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口4及び信託口9)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

2. 株式会社みずほコーポレート銀行が、平成25年7月に合併により株式会社みずほ銀行となっております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	75,491	5.66
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	33,954	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	33,321	2.50
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18番24号	23,606	1.77
北陸電力株式会社	富山県富山市牛島町15番1号	22,118	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,954	1.64
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	18,104	1.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	17,453	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,284	1.29
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	13,914	1.04
計	-	277,199	20.81

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 107,427,000		(注1)
第1回第5種 優先株式	107,427,000		
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-		
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 12,292,000		(注2)
(自己保有株式)	普通株式 11,872,000		
(相互保有株式)	普通株式 420,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,331,732,000	1,331,676	(注2、3)
単元未満株式	普通株式 7,606,146 優先株式 5,000		- 第1回第5種優先株式
発行済株式総数	1,459,062,146		
総株主の議決権		1,331,676	(注3)

(注1) 優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。

なお、無議決権株式については、この優先株式を保有する株主が優先的配当全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、優先的配当全額を受ける旨の決議がある時まで、議決権を有するものであります。

(注2) 普通株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。

(注3) 「完全議決権株式(その他)」欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が56千株含まれております。

なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数56個が含まれておりません。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ほくほくフィナンシャルグループ	富山市堤町通り1丁目2番26号	11,872,000	-	11,872,000	0.81
ほくほくキャピタル株式会社	富山市中央通り1丁目6番8号	420,000	-	420,000	0.02
計		12,292,000	-	12,292,000	0.84

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- 4．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	553,744	665,525
コールローン及び買入手形	135,426	66,729
買入金銭債権	86,864	81,305
特定取引資産	7,228	5,568
金銭の信託	4,000	7,658
有価証券	1, 8, 14 2,509,794	1, 8, 14 2,552,901
	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
貸出金		
	7,387,934	7,356,416
外国為替	⁶ 10,616	⁶ 11,246
その他資産	⁸ 109,182	⁸ 102,302
有形固定資産	^{10, 11} 106,211	^{10, 11} 103,307
無形固定資産	38,098	35,298
繰延税金資産	24,141	19,099
支払承諾見返	79,728	85,934
貸倒引当金	73,742	67,980
資産の部合計	10,979,231	11,025,312
負債の部		
預金	⁸ 9,818,196	⁸ 9,770,367
譲渡性預金	164,667	299,533
コールマネー及び売渡手形	⁸ 40,345	⁸ 18,083
特定取引負債	2,052	1,594
借入金	^{8, 12} 252,551	^{8, 12} 164,870
外国為替	123	162
社債	¹³ 33,000	¹³ 33,000
その他負債	84,703	136,468
退職給付引当金	9,829	10,013
役員退職慰労引当金	684	324
偶発損失引当金	3,033	2,654
睡眠預金払戻損失引当金	1,256	1,324
再評価に係る繰延税金負債	¹⁰ 7,506	¹⁰ 6,873
支払承諾	79,728	85,934
負債の部合計	10,497,680	10,531,206

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	70,895	70,895
資本剰余金	148,197	148,193
利益剰余金	201,138	208,771
自己株式	1,547	1,519
株主資本合計	418,684	426,340
その他有価証券評価差額金	52,630	58,193
繰延ヘッジ損益	301	58
土地再評価差額金	¹⁰ 9,340	¹⁰ 8,184
その他の包括利益累計額合計	61,669	66,435
新株予約権	107	191
少数株主持分	1,089	1,138
純資産の部合計	481,550	494,105
負債及び純資産の部合計	10,979,231	11,025,312

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
経常収益	105,777	95,289
資金運用収益	68,280	66,128
(うち貸出金利息)	56,472	53,666
(うち有価証券利息配当金)	10,812	11,424
役務取引等収益	18,596	18,383
特定取引収益	168	277
その他業務収益	16,992	7,562
その他経常収益	1,739	2,937
経常費用	96,802	71,707
資金調達費用	5,805	4,704
(うち預金利息)	4,086	2,785
役務取引等費用	6,881	7,174
その他業務費用	4,840	4,381
営業経費	53,950	53,438
その他経常費用	¹ 25,324	¹ 2,008
経常利益	8,975	23,582
特別利益	-	5
固定資産処分益	-	5
特別損失	232	2,151
固定資産処分損	102	69
減損損失	² 130	² 2,082
税金等調整前中間純利益	8,742	21,436
法人税、住民税及び事業税	987	4,972
法人税等調整額	1,557	4,117
法人税等合計	2,544	9,090
少数株主損益調整前中間純利益	6,197	12,346
少数株主利益	90	41
中間純利益	6,107	12,304

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	6,197	12,346
その他の包括利益	683	5,931
其他有価証券評価差額金	695	5,547
繰延ヘッジ損益	14	359
持分法適用会社に対する持分相当額	2	24
中間包括利益	5,514	18,277
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	5,423	18,227
少数株主に係る中間包括利益	90	49

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	70,895	70,895
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	70,895	70,895
資本剰余金		
当期首残高	153,188	148,197
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	4
当中間期変動額合計	0	4
当中間期末残高	153,188	148,193
利益剰余金		
当期首残高	189,845	201,138
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	6,107	12,304
土地再評価差額金の取崩	11	1,156
当中間期変動額合計	102	7,632
当中間期末残高	189,947	208,771
自己株式		
当期首残高	605	1,547
当中間期変動額		
自己株式の取得	5,929	7
自己株式の処分	0	35
当中間期変動額合計	5,928	27
当中間期末残高	6,534	1,519
株主資本合計		
当期首残高	413,322	418,684
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	6,107	12,304
自己株式の取得	5,929	7
自己株式の処分	0	30
土地再評価差額金の取崩	11	1,156
当中間期変動額合計	5,826	7,655
当中間期末残高	407,496	426,340

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	26,898	52,630
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	697	5,562
当中間期変動額合計	697	5,562
当中間期末残高	26,200	58,193
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	15	301
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	14	359
当中間期変動額合計	14	359
当中間期末残高	0	58
土地再評価差額金		
当期首残高	9,351	9,340
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	11	1,156
当中間期変動額合計	11	1,156
当中間期末残高	9,339	8,184
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	36,234	61,669
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	695	4,766
当中間期変動額合計	695	4,766
当中間期末残高	35,539	66,435
新株予約権		
当期首残高	-	107
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	84
当中間期変動額合計	-	84
当中間期末残高	-	191
少数株主持分		
当期首残高	1,003	1,089
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	89	49
当中間期変動額合計	89	49
当中間期末残高	1,093	1,138

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	450,561	481,550
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	6,107	12,304
自己株式の取得	5,929	7
自己株式の処分	0	30
土地再評価差額金の取崩	11	1,156
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	605	4,899
当中間期変動額合計	6,431	12,555
当中間期末残高	444,130	494,105

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	8,742	21,436
減価償却費	4,519	4,254
減損損失	130	2,082
のれん償却額	1,062	1,051
持分法による投資損益(は益)	48	4
貸倒引当金の増減()	4,395	5,761
偶発損失引当金の増減()	79	379
退職給付引当金の増減額(は減少)	337	184
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7	359
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	230	68
資金運用収益	68,280	66,128
資金調達費用	5,805	4,704
有価証券関係損益()	3,764	892
金銭の信託の運用損益(は運用益)	25	3
為替差損益(は益)	443	322
固定資産処分損益(は益)	102	63
特定取引資産の純増()減	782	1,660
特定取引負債の純増減()	17	457
貸出金の純増()減	27,053	31,518
預金の純増減()	29,398	47,829
譲渡性預金の純増減()	67,388	134,865
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	43,745	79,681
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	17,190	8,122
コールローン等の純増()減	30,504	74,256
コールマネー等の純増減()	61,945	22,261
外国為替(資産)の純増()減	529	629
外国為替(負債)の純増減()	70	38
資金運用による収入	57,340	56,879
資金調達による支出	6,520	5,643
その他	8,575	58,905
小計	59,811	169,742
法人税等の支払額	4,151	3,881
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,659	165,861

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	661,609	208,282
有価証券の売却による収入	607,834	59,337
有価証券の償還による収入	97,388	111,983
金銭の信託の増加による支出	51	5,987
金銭の信託の減少による収入	-	2,322
投資活動としての資金運用による収入	10,812	11,424
有形固定資産の取得による支出	1,098	1,285
有形固定資産の売却による収入	5	36
無形固定資産の取得による支出	372	394
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	17	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,891	30,845
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	8,000
劣後特約付社債の償還による支出	1,500	-
財務活動としての資金調達による支出	1,404	1,302
配当金の支払額	6,016	5,828
少数株主への配当金の支払額	0	0
自己株式の取得による支出	5,929	7
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,850	15,138
現金及び現金同等物に係る換算差額	34	27
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	93,667	119,903
現金及び現金同等物の期首残高	226,181	439,187
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 319,848	¹ 559,091

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 12社

主要な会社名 株式会社北陸銀行 株式会社北海道銀行

なお、Hokuriku International Cayman Limitedは、平成25年7月19日付けで清算手続きが完了いたしました。

これによりHokuriku International Cayman Limitedは、当中間連結会計期間末において連結子会社ではなくなっておりますが、連結子会社であった期間の損益計算書は連結しております。

(2) 非連結子会社 4社

主要な会社名 道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

なお、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成23年3月25日)等の改正に伴い、連結の範囲の見直しを行った結果、新たに2社を非連結子会社としております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 なし

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 ほくほくキャピタル株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

主要な会社名 道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合 道銀どさんこ2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成23年3月25日)等の改正に伴い、連結の範囲の見直しを行った結果、新たに2社を非連結子会社としております。

(4) 持分法非適用の関連会社 なし

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社

9月末日 11社

(2) 連結子会社の中間決算日が中間連結決算日と異なる1社については、中間連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち株式については原則として中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格、それ以外については原則として中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、動産については定率法、不動産については主として定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 : 6年～50年

その他 : 3年～20年

銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、のれんの償却については、20年間で均等償却を行っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

当社及び銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社においても同様に資産の自己査定を行い、必要な額を計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は103,463百万円（前連結会計年度末は106,892百万円）であります。

(6) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、子会社である株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行は退職給付信託を設定しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年又は9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（28,196百万円）については、主として15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、当社及び銀行業を営む連結子会社の役員退職慰労金制度については、平成24年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、当社及び銀行業を営む連結子会社の役員退職慰労引当金の繰入は平成24年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法については、リスク管理手続きに則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで評価しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 当社及び銀行業を営む連結子会社以外の連結子会社においては、デリバティブ取引によるヘッジを行っておりません。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(14) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資額の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
株式	134百万円	163百万円
出資金	605百万円	638百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	12,049百万円	9,430百万円
延滞債権額	184,445百万円	167,359百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	101百万円	692百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	42,310百万円	41,359百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	238,908百万円	218,842百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	63,561百万円	51,235百万円

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	1,500百万円	1,500百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	390,030百万円	352,124百万円
貸出金	314,064百万円	221,035百万円
担保資産に対応する債務		
預金	27,139百万円	19,681百万円
コールマネー	30,000百万円	-百万円
借入金	145,703百万円	66,101百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	157,563百万円	154,398百万円
その他資産	210百万円	210百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
先物取引差入証拠金	6百万円	6百万円
金融商品等差入担保金	200百万円	200百万円
保証金	3,900百万円	3,886百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	2,260,093百万円	2,217,557百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,221,859百万円	2,184,276百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社北陸銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める算定方法に基づき、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額（路線価）を基準として時価を算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
23,364百万円	21,452百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	101,975百万円	102,985百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	105,500百万円	97,500百万円

13. 社債は、全額、劣後特約付期限付劣後債であります。

14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
101,131百万円	105,671百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
貸倒引当金繰入額	10,378百万円	貸倒引当金繰入額	212百万円
株式等償却	13,097百万円	株式等償却	460百万円

2. 以下の資産について減損損失を計上しております。

前中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
北海道	遊休資産 7 箇所	土地	1
北陸三県	営業用店舗 3 箇所	土地	102
	遊休資産 6 箇所	土地	10
その他	営業用店舗 1 箇所	土地	12
	遊休資産 3 箇所	土地	3
合計			130

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
北海道	営業用建物 1 箇所	建物	30
	遊休資産 4 箇所	土地	2
北陸三県	営業用店舗 4 箇所	土地	2,020
	遊休資産 3 箇所	土地	2
その他	営業用店舗 1 箇所	建物	11
	遊休資産 4 箇所	土地及び建物	15
合計			2,082

これらの営業用店舗等は、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、キャッシュ・フローの相互補完性に基づき一定の地域別に区分した営業用店舗エリアを基礎とする管理会計上の区分をグルーピングの単位としております。本部、コンピューターセンター、寮・社宅、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。上記以外の連結子会社については各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。なお、処分予定資産及び遊休資産については、各社、各資産単位でグルーピングしております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,391,630	-	-	1,391,630	
第1回第5種優先株式	107,432	-	-	107,432	
合計	1,499,062	-	-	1,499,062	
自己株式					
普通株式	2,230	50,015	2	52,243	注1、2
第1回第5種優先株式	0	-	-	0	
合計	2,230	50,015	2	52,244	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加50,015千株は、自己株式の取得による増加50,000千株、単元未満株式の買取りによる増加15千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株主からの売渡請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,210	3.75	平成24年3月31日	平成24年6月27日
	第1回第5種 優先株式	805	7.50	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成24年11月12日 取締役会	第1回第5種 優先株式	805	利益剰余金	7.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日

当中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	1,351,630	-	-	1,351,630	
第1回第5種優先株式	107,432	-	-	107,432	
合計	1,459,062	-	-	1,459,062	
自己株式					
普通株式	12,266	35	280	12,021	注1、2
第1回第5種優先株式	0	-	-	0	
合計	12,267	35	280	12,022	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加35千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少280千株は、ストック・オプションの行使による減少279千株、単元未満株主からの売渡請求による減少0千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期末残高 (百万円)
			当連結会計年 度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結会 計期間末	
当社	ストック・オプションとしての 新株予約権			-		191	
	合計			-		191	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	5,023	3.75	平成25年3月31日	平成25年6月24日
	第1回第5種 優先株式	805	7.50	平成25年3月31日	平成25年6月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月11日 取締役会	第1回第5種 優先株式	805	利益剰余金	7.50	平成25年9月30日	平成25年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金預け金勘定	402,508百万円	665,525百万円
預け金(日本銀行預け金を除く)	82,660百万円	106,434百万円
現金及び現金同等物	319,848百万円	559,091百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、ATM及び電子計算機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	2	2
1年超	7	6
合計	10	8

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しいものは省略しております。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	553,744	553,741	3
(2) コールローン及び買入手形	135,426	135,426	-
(3) 買入金銭債権(1)	78,259	78,259	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	130,718	134,230	3,511
其他有価証券	2,348,917	2,348,917	-
(5) 貸出金	7,387,934		
貸倒引当金(1)	70,201		
	7,317,733	7,404,733	87,000
資産計	10,564,800	10,655,309	90,508
(1) 預金	9,818,196	9,820,010	1,813
(2) 譲渡性預金	164,667	164,698	30
(3) 借入金	252,551	253,632	1,080
負債計	10,235,416	10,238,341	2,924
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,879	4,879	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(968)	(968)	(3)-
デリバティブ取引計	3,911	3,911	-

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金に含めて記載しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	665,525	665,516	9
(2) コールローン及び買入手形	66,729	66,729	-
(3) 買入金銭債権(1)	72,851	72,851	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	138,732	140,704	1,971
其他有価証券	2,384,221	2,384,221	-
(5) 貸出金	7,356,416		
貸倒引当金(1)	64,846		
	7,291,570	7,361,402	69,831
資産計	10,619,631	10,691,425	71,794
(1) 預金	9,770,367	9,771,506	1,139
(2) 譲渡性預金	299,533	299,549	15
(3) 借入金	164,870	165,466	595
負債計	10,234,771	10,236,522	1,751
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,469	4,469	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(70)	(70)	(3)-
デリバティブ取引計	4,399	4,399	-

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、投資家として購入した住宅ローン債権の信託受益権及び貸付債権の信託受益権については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。また、資産流動化の小口債権は、期間毎の市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 有価証券

株式は期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券は取引所の価格又は公表されている価格、これらが無い場合には合理的な見積りに基づいて算定された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が1年以内のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）、商品関連取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)買入金銭債権」及び「資産(4)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
買入金銭債権（住宅ローン証券化における劣後受益権）（1）	8,604	8,452
非上場株式（1）（2）	30,157	29,946
非上場外国証券（1）	0	0
合計	38,762	38,400

(1) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(2) 前連結会計年度において、非上場株式について217百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について22百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の信託受益権等を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	77,627	81,141	3,513
	社債	27,432	27,671	238
	小計	105,060	108,812	3,751
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	10	10	0
	社債	25,648	25,407	240
	小計	25,658	25,417	240
合計		130,718	134,230	3,511

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	76,612	78,625	2,012
	社債	28,558	28,769	211
	小計	105,170	107,394	2,223
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	1,507	1,506	1
	社債	32,053	31,802	250
	小計	33,561	33,309	251
合計		138,732	140,704	1,971

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	81,828	52,178	29,650
	債券	2,006,654	1,958,912	47,742
	国債	1,288,858	1,257,305	31,553
	地方債	449,000	437,607	11,392
	社債	268,796	263,999	4,796
	その他	135,274	127,234	8,039
	小計	2,223,757	2,138,325	85,432
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	33,253	39,408	6,155
	債券	125,422	126,419	997
	国債	97,279	98,113	834
	地方債	11,527	11,534	6
	社債	16,614	16,772	157
	その他	44,740	46,478	1,738
	小計	203,416	212,307	8,891
合計		2,427,174	2,350,632	76,541

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	116,776	75,006	41,769
	債券	1,902,039	1,862,923	39,116
	国債	1,301,603	1,275,137	26,465
	地方債	359,940	351,019	8,920
	社債	240,495	236,765	3,729
	その他	127,148	119,436	7,712
	小計	2,145,963	2,057,365	88,598
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	25,667	29,797	4,130
	債券	223,994	224,304	309
	国債	92,957	93,038	81
	地方債	83,709	83,817	107
	社債	47,327	47,448	120
	その他	61,447	63,423	1,975
	小計	311,109	317,525	6,415
合計		2,457,073	2,374,890	82,182

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、9,024百万円（株式8,607百万円、その他417百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、447百万円（株式437百万円、社債10百万円）であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり実施しております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者であり、正常先とは、破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	76,541
その他有価証券	76,541
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	23,894
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	52,646
(-)少数株主持分相当額	43
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	27
その他有価証券評価差額金	52,630

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	82,182
その他有価証券	82,182
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産(又は(-)繰延税金負債)	23,988
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	58,193
(-)少数株主持分相当額	51
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	51
その他有価証券評価差額金	58,193

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	610,524	559,504	11,887	11,887
		受取変動・ 支払固定	614,867	562,325	6,969	6,969
	金利オプション	売建	333,845	266,332	3,868	1,221
		買建	339,287	266,982	3,869	3,869
	その他	売建	4,088	2,359	1	189
		買建	462	22	0	13
合計					4,918	7,742

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	563,826	513,801	9,214	9,214
		受取変動・ 支払固定	567,608	515,367	5,118	5,118
	金利オプション	売建	300,766	142,455	2,814	489
		買建	306,647	143,016	2,806	2,806
	その他	売建	2,711	1,692	0	137
		買建	317	17	0	8
合計					4,087	6,542

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ		15,742	4,984	21	21
	為替予約	売建	28,148	141	827	827
		買建	19,677	-	690	690
	通貨オプション	売建	300,094	222,524	12,143	21,787
		買建	300,094	222,524	12,142	17,436
合計					116	4,235

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ		12,531	4,547	13	13
	為替予約	売建	20,976	-	56	56
		買建	14,474	-	367	367
	通貨オプション	売建	279,579	195,810	14,277	16,002
		買建	279,579	195,810	14,277	12,394
合計					324	3,932

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品スワップ	固定価格受取・ 変動価格支払	1,407	1,407	88	88
		変動価格受取・ 固定価格支払	1,407	1,407	166	166
		合計			77	77

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算出しております。

3. なお、商品は、オイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品スワップ	固定価格受取・ 変動価格支払	1,056	817	59	59
		変動価格受取・ 固定価格支払	1,056	817	116	116
		合計			57	57

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算出しております。

3. なお、商品は、オイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券（債券）	50,000	50,000	525
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	24,522	24,522	（注）3 .
合計					525

（注）1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	その他有価証券（債券）	50,000	50,000	19
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	20,228	20,228	（注）3 .
合計					19

（注）1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体処理されているため、その時価は「（金融商品関係）」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建貸出金	534	534	126
	為替予約	外貨コールローン・ 外貨預け金	56,275	-	315
合計					442

（注）1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値によっております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建貸出金	727	727	82
	為替予約	外貨コールローン・ 外貨預け金	57,835	-	6
合計					89

（注）1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジを適用しております。

2. 時価の算定

割引現在価値によっております。

(3) 株式関連取引
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業経費	-	114

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名、株式会社北陸銀行取締役6名・執行役員12名、株式会社北海道銀行取締役6名・執行役員10名。ただし、当社取締役のうち6名は北陸銀行又は北海道銀行の取締役又は執行役員を兼務しているため、合計35名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	当社普通株式 629,500株
付与日	平成25年 8月13日
権利確定条件	定めがありません。
対象勤務期間	定めがありません。
権利行使期間	平成25年 8月14日から平成55年 8月13日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	182円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会や経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、銀行持株会社である当社を中心に、銀行業を核とした総合的な金融サービスを提供しております。

当社は、連結子会社単位を事業セグメントとして認識し、「北陸銀行」及び「北海道銀行」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。事業セグメントの利益は中間純利益であります。セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	北陸銀行	北海道銀行	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	55,517	42,190	97,708	8,049	105,758	19	105,777
セグメント間の内部経常収益	683	126	809	2,862	3,672	3,672	-
計	56,201	42,316	98,518	10,912	109,430	3,653	105,777
セグメント利益	1,926	5,080	7,006	590	7,596	1,489	6,107
セグメント資産	6,013,678	4,618,125	10,631,804	76,180	10,707,984	17,325	10,690,659
セグメント負債	5,767,346	4,452,921	10,220,268	65,327	10,285,595	39,066	10,246,529
その他の項目							
減価償却費	2,225	2,022	4,248	164	4,412	106	4,519
のれんの償却額	-	-	-	-	-	1,062	1,062
資金運用収益	39,025	29,366	68,392	288	68,680	400	68,280
資金調達費用	3,367	2,427	5,795	259	6,054	249	5,805
持分法投資損失	-	-	-	-	-	48	48
特別損失	182	45	228	0	228	4	232
固定資産処分損	51	45	97	0	97	4	102
減損損失	130	0	130	-	130	0	130
税金費用	201	2,001	2,202	402	2,605	60	2,544
持分法適用会社への投資額	-	29	29	92	122	46	75
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,651	471	2,123	34	2,157	1	2,159

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、リース業・クレジットカード業等を営む、銀行以外の連結子会社であります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額19百万円は、事業セグメントに配分していない経常収益及びパーチェス法による経常収益調整額であります。

(2) セグメント利益の調整額 1,489百万円には、セグメント間取引消去 156百万円、のれん償却額 1,062百万円、パーチェス法による利益調整額 129百万円、持分法投資損失 48百万円、少数株主利益 90百万円及び事業セグメントに配分していない費用 1百万円が含まれております。

(3) セグメント資産の調整額 17,325百万円は、セグメントに配分していない資産の額及びセグメント間相殺消去額であります。

(4) セグメント負債の調整額 39,066百万円は、セグメントに配分していない負債の額及びセグメント間相殺消去額であります。

(5) 減価償却費の調整額106百万円は、セグメントに配分していない減価償却費及び連結上「その他の有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(6) のれんの償却額の調整額1,062百万円は、主に北海道銀行の経営統合時に発生した連結上ののれんの償却額であります。

(7) 資金運用収益の調整額 400百万円は、セグメントに配分していない資金運用収益及びセグメント間相殺消去額であります。

(8) 資金調達費用の調整額 249百万円は、セグメントに配分していない資金調達費用及びセグメント間相殺消去額であります。

(9) 持分法投資損失の調整額48百万円は、持分法投資損失全額であります。

(10) 固定資産処分損の調整額4百万円は、パーチェス法による調整額であります。

(11) 減損損失の調整額 0百万円は、パーチェス法による調整額であります。

(12) 税金費用の調整額 60百万円は、セグメントに配分していない税金費用及び連結上の法人税等調整額であります。

(13) 持分法適用会社への投資額の調整額 46百万円は、セグメントに配分していない持分法適用会社への投資額及び持分法投資損益額であります。

(14) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1百万円は、連結上「その他の有形固定資産」となるリース投資資産に係る投資額及びセグメントに配分していない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	北陸銀行	北海道銀行	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	48,114	40,061	88,175	8,096	96,271	982	95,289
セグメント間の内部経常収益	460	225	685	2,551	3,236	3,236	-
計	48,574	40,286	88,860	10,647	99,508	4,218	95,289
セグメント利益	7,283	5,412	12,695	915	13,611	1,306	12,304
セグメント資産	6,299,271	4,672,454	10,971,726	75,740	11,047,466	22,153	11,025,312
セグメント負債	6,019,030	4,491,672	10,510,702	63,505	10,574,208	43,001	10,531,206
その他の項目							
減価償却費	2,211	1,860	4,071	158	4,230	24	4,254
のれんの償却額	-	-	-	-	-	1,051	1,051
資金運用収益	36,464	29,715	66,180	275	66,455	326	66,128
資金調達費用	2,813	1,880	4,693	240	4,933	228	4,704
持分法投資利益	-	-	-	-	-	4	4
特別利益	5	3	9	-	9	3	5
固定資産処分益	5	3	9	-	9	3	5
特別損失	2,065	77	2,143	-	2,143	8	2,151
固定資産処分損	26	34	61	-	61	8	69
減損損失	2,039	42	2,082	-	2,082	-	2,082
税金費用	4,563	4,004	8,567	551	9,119	28	9,090
持分法適用会社への投資額	-	29	29	92	122	40	163
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	762	917	1,679	36	1,716	0	1,716

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、リース業・クレジットカード業等を営む、銀行以外の連結子会社であります。
3. 調整額は、次のとおりであります。
 - (1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 982百万円には、連結に伴う勘定科目の組替による調整額 1,050百万円、事業セグメントに配分していない経常収益及びパーチェス法による経常収益調整額68百万円が含まれております。
 - (2) セグメント利益の調整額 1,306百万円には、セグメント間取引消去 148百万円、のれん償却額 1,051百万円、パーチェス法による利益調整額 67百万円、持分法投資利益4百万円、少数株主利益 41百万円及び事業セグメントに配分していない費用 1百万円が含まれております。
 - (3) セグメント資産の調整額 22,153百万円は、セグメントに配分していない資産の額及びセグメント間相殺消去額であります。
 - (4) セグメント負債の調整額 43,001百万円は、セグメントに配分していない負債の額及びセグメント間相殺消去額であります。
 - (5) 減価償却費の調整額24百万円は、セグメントに配分していない減価償却費及び連結上「その他の有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。
 - (6) のれんの償却額の調整額1,051百万円は、主に北海道銀行の経営統合時に発生した連結上ののれんの償却額であります。
 - (7) 資金運用収益の調整額 326百万円は、セグメントに配分していない資金運用収益及びセグメント間相殺消去額であります。
 - (8) 資金調達費用の調整額 228百万円は、セグメントに配分していない資金調達費用及びセグメント間相殺消去額であります。
 - (9) 持分法投資利益の調整額4百万円は、持分法投資利益全額であります。
 - (10) 固定資産処分益の調整額 3百万円は、パーチェス法による調整額であります。
 - (11) 固定資産処分損の調整額8百万円は、パーチェス法による調整額であります。
 - (12) 税金費用の調整額 28百万円は、セグメントに配分していない税金費用及び連結上の法人税等調整額であります。
 - (13) 持分法適用会社への投資額の調整額40百万円は、セグメントに配分していない持分法適用会社への投資額及び持分法投資損益額であります。
 - (14) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額0百万円は、連結上「その他の有形固定資産」となるリース投資資産に係る投資額及びセグメントに配分していない有形固定資産及び無形固定資産の増加額であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	預金貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	62,311	22,750	20,715	105,777

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	預金貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	59,496	15,627	20,165	95,289

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	北陸銀行	北海道銀行	計				
未償却残高	-	-	-	-	-	25,051	25,051

（注）調整額は、北海道銀行の経営統合時に発生した連結上ののれんであります。

当中間連結会計期間（自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	北陸銀行	北海道銀行	計				
未償却残高	-	-	-	-	-	22,949	22,949

（注）調整額は、北海道銀行の経営統合時に発生した連結上ののれんであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	円	317.93	327.15

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	3.88	8.58
(算定上の基礎)			
中間純利益金額	百万円	6,107	12,304
普通株主に帰属しない金額	百万円	805	805
うち中間優先配当額	百万円	805	805
普通株式に係る中間純利益金額	百万円	5,301	11,499
普通株式の期中平均株式数	千株	1,365,204	1,339,497
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	8.57
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	1,009
うち新株予約権	千株	-	1,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注) 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年10月23日に、期限前償還条項付無担保社債を発行いたしました。当該社債の概要は以下の通りです。

銘柄	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
社債の総額	金250億円
各社債の金額	金1億円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円
利率	1.平成25年10月23日の翌日から平成30年10月23日まで 年0.75% 2.平成30年10月23日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに1.83%を加算した利率
償還期限	平成35年10月23日
償還の方法	1.償還金額は、各社債の金額100円につき金100円 2.本社債の元金は、平成35年10月23日にその総額を償還する。 ただし、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成30年10月23日以降に到来する利払日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。 また、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえで、買入消却することができる。
発行の時期	平成25年10月23日
担保の内容	本社債の担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
資金の用途	長期的投融資資金として、完全子会社である株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行への貸付金に充当する。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,396	3,662
前払費用	2	3
未収収益	52	53
未収還付法人税等	1,515	165
その他	4	-
流動資産合計	8,972	3,884
固定資産		
有形固定資産	1 1	1 1
無形固定資産	0	0
投資その他の資産	245,956	246,030
関係会社株式	227,870	227,870
関係会社長期貸付金	18,000	18,000
その他	86	160
固定資産合計	245,958	246,032
資産合計	254,930	249,917
負債の部		
流動負債		
未払配当金	78	84
未払費用	61	61
未払法人税等	11	7
未払消費税等	6	5
預り金	4	4
その他	0	0
流動負債合計	163	164
固定負債		
社債	18,000	18,000
役員退職慰労引当金	191	91
固定負債合計	18,191	18,091
負債合計	18,355	18,255

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,895	70,895
資本剰余金		
資本準備金	82,034	82,034
その他資本剰余金	55,061	55,057
資本剰余金合計	137,096	137,092
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	29,988	24,966
利益剰余金合計	29,988	24,966
自己株式	1,512	1,484
株主資本合計	236,467	231,469
新株予約権	107	191
純資産合計	236,575	231,661
負債純資産合計	254,930	249,917

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業収益	1,115	1,107
営業費用	272	271
営業利益	843	836
営業外収益	¹ 133	¹ 141
営業外費用	² 169	² 169
経常利益	808	808
税引前中間純利益	808	808
法人税、住民税及び事業税	1	0
法人税等合計	1	0
中間純利益	807	807

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	70,895	70,895
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	70,895	70,895
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	82,034	82,034
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	82,034	82,034
その他資本剰余金		
当期首残高	60,052	55,061
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	4
当中間期変動額合計	0	4
当中間期末残高	60,052	55,057
資本剰余金合計		
当期首残高	142,087	137,096
当中間期変動額		
自己株式の処分	0	4
当中間期変動額合計	0	4
当中間期末残高	142,087	137,092
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	29,228	29,988
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	807	807
当中間期変動額合計	5,209	5,021
当中間期末残高	24,019	24,966

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	29,228	29,988
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	807	807
当中間期変動額合計	5,209	5,021
当中間期末残高	24,019	24,966
自己株式		
当期首残高	570	1,512
当中間期変動額		
自己株式の取得	5,929	7
自己株式の処分	0	35
当中間期変動額合計	5,928	27
当中間期末残高	6,499	1,484
株主資本合計		
当期首残高	241,640	236,467
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	807	807
自己株式の取得	5,929	7
自己株式の処分	0	30
当中間期変動額合計	11,138	4,998
当中間期末残高	230,502	231,469
新株予約権		
当期首残高	-	107
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	84
当中間期変動額合計	-	84
当中間期末残高	-	191

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	241,640	236,575
当中間期変動額		
剰余金の配当	6,016	5,828
中間純利益	807	807
自己株式の取得	5,929	7
自己株式の処分	0	30
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	84
当中間期変動額合計	11,138	4,913
当中間期末残高	230,502	231,661

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具及び備品：4年～10年

(2) 無形固定資産

商標権については、10年間の均等償却を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、平成24年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、平成24年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は平成24年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	8百万円	8百万円

(中間損益計算書関係)

1. 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
関係会社貸付金利息	123百万円	123百万円

2. 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
事務委託費	45百万円	45百万円
社債利息	123百万円	123百万円

3. 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
有形固定資産	0百万円	0百万円
無形固定資産	0百万円	0百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
普通株式	2,081	50,015	2	52,094	注1、2
第1回第5種優先株式	0	-	-	0	
合計	2,081	50,015	2	52,095	

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加50,015千株は、自己株式の取得による増加50,000千株、単元未満株式の買取りによる増加15千株であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少2千株は、単元未満株主からの売渡請求による減少であります。

当中間会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
普通株式	12,117	35	280	11,872	注1、2
第1回第5種優先株式	0	-	-	0	
合計	12,118	35	280	11,873	

(注)1.普通株式の自己株式の株式数の増加35千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2.普通株式の自己株式の株式数の減少280千株は、ストック・オプションの行使による減少279千株、単元未満株主からの売渡請求による減少0千株であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当中間会計期間の中間貸借対照表計上額及び前事業年度の貸借対照表計上額子会社株式227,857百万円、関連会社株式13百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	0.00	0.00
(算定上の基礎)			
中間純利益金額	百万円	807	807
普通株主に帰属しない金額	百万円	805	805
うち中間優先配当額	百万円	805	805
普通株式に係る中間純利益金額	百万円	1	1
普通株式の期中平均株式数	千株	1,365,353	1,339,646
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	-	0.00
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	-	1,009
うち新株予約権	千株	-	1,009
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(注)前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年10月23日に、期限前償還条項付無担保社債を発行いたしました。当該社債の概要は以下の通りです。

銘柄	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ第5回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)
社債の総額	金250億円
各社債の金額	金1億円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円
利率	1.平成25年10月23日の翌日から平成30年10月23日まで 年0.75% 2.平成30年10月23日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに1.83%を加算した利率
償還期限	平成35年10月23日
償還の方法	1.償還金額は、各社債の金額100円につき金100円 2.本社債の元金は、平成35年10月23日にその総額を償還する。 ただし、その全部を金融庁の承認を得たうえで、平成30年10月23日以降に到来する利払日に、各社債の金額100円につき金100円の割合で期限前償還することができる。 また、払込期日の翌日以降、金融庁の承認を得たうえで、買入消却することができる。
発行の時期	平成25年10月23日
担保の内容	本社債の担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
資金の用途	長期的投融資資金として、完全子会社である株式会社北陸銀行及び株式会社北海道銀行への貸付金に充当する。

4【その他】

中間配当

平成25年11月11日開催の取締役会において、第11期の中間配当につき、次のとおり決議しました。

(イ) 中間配当金額 805百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金

第1回第5種優先株式 7円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成25年12月10日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月15日

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深田 建太郎	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 康彦	印
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石尾 雅樹	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ほくほくフィナンシャルグループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ほくほくフィナンシャルグループ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月15日

株式会社ほかほかフィナンシャルグループ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深田 建太郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石尾 雅樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ほかほかフィナンシャルグループの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ほかほかフィナンシャルグループの平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。